

令和4年度佐賀市ごみカレンダー・分別表配送等業務委託に係る競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 佐賀市内における単位自治会長宅等への令和4年度佐賀市ごみカレンダー・分別表の配送伝票作成及び保管・配送業務委託（以下「本業務」という。）の契約の締結については、透明性、競争性及び公正性を確保するために、別に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

(入札方法)

第2条 本業務に係る受注者の決定は、条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）により決定するものとする。

(公告及び公表)

第3条 市長は、本業務に関し地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第84条に定める内容について公告するものとする。

2 前項の規定による公告は、佐賀市の掲示場に掲示することにより行う。

3 第1項の規定による公告に定める内容について、佐賀市ホームページに掲載する。

(一般競争入札参加資格)

第4条 本業務の入札に参加できる者は、次に掲げる事項のほか公告に定められた要件を全て満たす者とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 佐賀市内に運送拠点を有すること。

2 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

(1) 令第167条の4第1項に規定する者

(2) 佐賀市（佐賀市上下水道局を含む。）からの指名停止措置又は指名回避措置を、この公告の日から開札の日までの間に受けている者

(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者及びこれに準じる者として、本業務から排除要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適當であると市長が認める者

(4) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者

(5) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど受注者として不適當であると市長が認める者

(6) その他資格審査において不適當であると市長が認める者

(入札参加申請)

第5条 入札参加を希望する者は、入札参加申請（以下「申請」という。）を行わなければならない。

2 申請に必要な提出書類は、条件付一般競争入札参加申請書（別記様式）とする。

3 申請は、前項に定める提出書類を郵送、もしくは直接持参することにより行わなければならない。郵送による提出の場合は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。

4 提出書類の提出期限及び提出先は、公告で定める。

5 入札参加を希望する者は、申請を行うに当たり、条件付一般競争入札参加申請書には、必要事項を記入すること。

（入札）

第6条 入札は、第2項(1)・(2)に定める書類を開札日に直接持参することにより行わなければならない。

2 入札に必要な書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札書（別記様式）

(2) 入札金額積算内訳書（別記様式）

(3) 来庁者の印鑑

(4) 委任状（別記様式）：代理出席の場合のみ提出

3 入札参加を希望する者は、入札を行うに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 入札書に必要事項を記入し、記名押印すること。この場合において、入札書の日付は、開札の日を記入すること。

(2) 代理人による入札を行う場合は、委任状を提出すること。

(3) 入札書に使用する印鑑は、入札参加申請書に使用した印鑑と同一の印鑑を押印すること。ただし、代理出席の場合は、委任状で使用した代理人の印鑑と同一の印鑑を押印すること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札金額とすること。

（開札）

第7条 開札は、一般公開とする。

2 開札を行う日時及び場所は、公告で定める。

3 開札をした場合において落札者となるべき者がいないときには、再度入札を行う。ただし、無効の入札をした者、辞退した者又は入札書を提出しなかった者は、再度入札に参加することができない。

（委託業務仕様書等の交付方法）

第8条 入札参加申請者に対する本業務の委託業務仕様書等（以下「仕様書等」という。）の交付方法は、公告で定める。

（仕様書等に対する質問及び回答）

第9条 仕様書等に対する質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 仕様書等に対する質問は、公告に定める質問期限までに公告で定める質問先において電子メール及び書面で受け付ける。

(2) 前項の質問に対する回答は、公告で定める回答方法により行うものとする。

(入札参加資格の確認等)

第10条 入札参加資格の有無について、入札参加申請書を提出した者全員に公告で定める期限までに電子メールにより通知を行う。

(入札保証金)

第11条 佐賀市財務規則第85条の規定により、入札に参加しようとする者は見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

(1) 入札者が、保険会社との間に市を被保険者とする当該入札に係る入札保証保険契約を締結しているとき。

(2) 令第167条の5第1項の規定に基づき、市長が定める資格を有し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 過去2年間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を3回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(予定価格)

第12条 予定価格は、公表しないものとする。

(入札の無効)

第13条 入札を無効とする事項は、公告に記載する。

(入札の中止)

第14条 次のいずれかに該当するときは、入札を中止する。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ったと認めるとき。

(2) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が共謀、結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

(3) 本業務の中止又は変更ほかその他必要があると認めるとき。

(落札者の決定)

第15条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者とする。

2 落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(落札者の決定の取消し)

第16条 落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、落札者が次に掲げる措置要件に該当するとき、又は当該措置要件に基づき、佐賀市から指名停止措置を受けたと

きは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、佐賀市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(1) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（令和3年9月28日施行）に規定する贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害又は談合に係る措置要件

(2) 佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に規定する暴力団との関係に係る措置要件

（契約保証金）

第17条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、佐賀市財務規則第104条第2項第1号から第7号までのいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。

（入札結果の公表）

第18条 委託業務名、入札経過、落札業者名について、落札決定の日から、佐賀市ホームページにおいて公表する。

（その他）

第19条 提出書類についての説明会及び現場説明会は、実施しない。

2 市長は、提出書類について、特に必要があると認めたときは、説明を求めることができるものとする。

3 提出書類の作成に要する費用は、参加申請者の負担とし、提出後の提出書類は返却しない。この場合において、市長は、当該提出書類の公表及び無断使用は行わないものとする。

4 入札参加を希望する者及び入札参加申請者は、仕様説明書等を熟知するとともに、入札実施要領を遵守しなければならない。